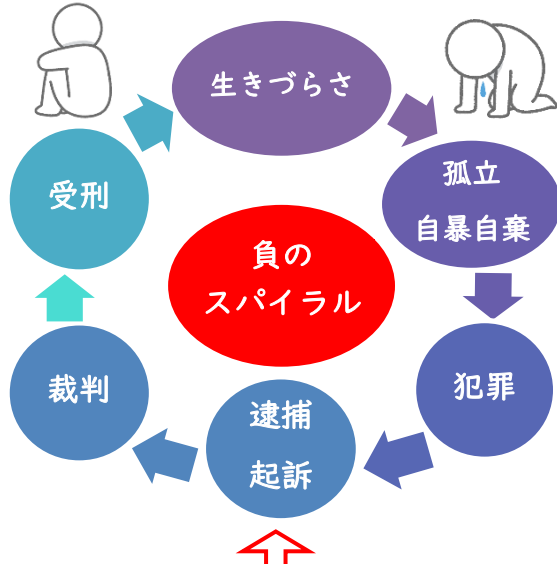


検察庁における「入口支援」の取組み

検察庁は、**誰一人取り残さない地域共生社会の実現**を目指して、**多機関と連携しながら「入口支援」に取り組んでいます。**



新たな被害者を生まないためにも、負のスパイラルを早期に断ち切ることが必要！

罪を犯した人の中には、様々な**生きづらさ**を抱えた人（高齢者・障害がある人・定まった住居がない人・生活困窮者・依存症の人など）がいます。

検察庁では、生きづらさを抱えた人が社会に戻る際に、適切な支援を受けることで、自立した生活を営み、再犯に及ぶことがないように、多機関と連携しながら「入口支援」に取り組んでいます。

再犯防止 犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind



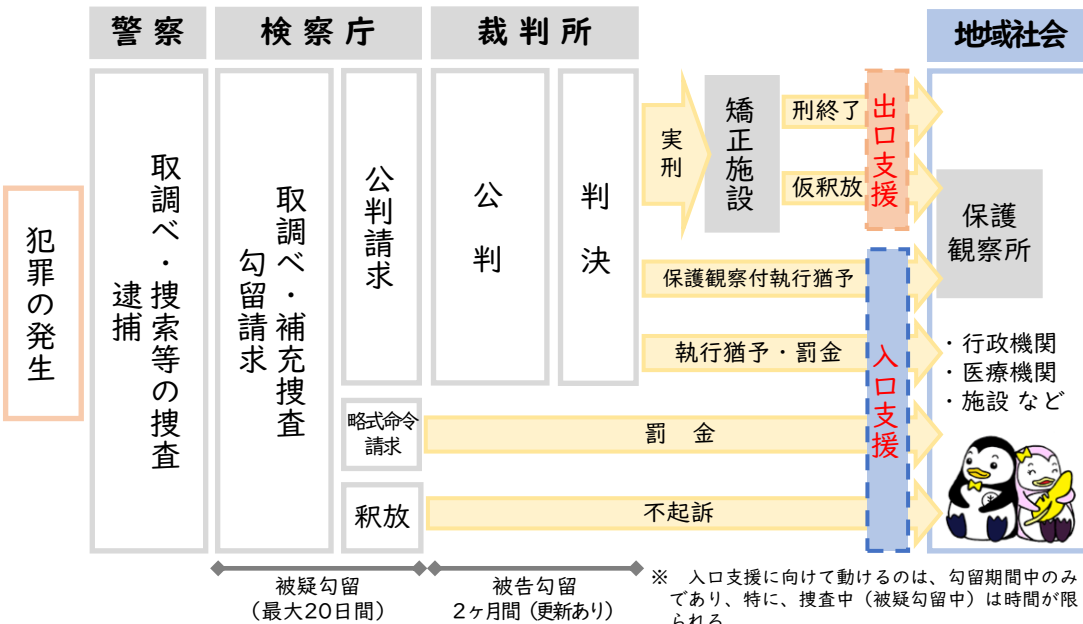
入口支援とは？

矯正施設（刑務所など）を出所した人が地域社会に復帰するための支援を「**出口支援**」と呼ぶのに対し、**矯正施設に入ることなく地域社会に復帰するための支援を「入口支援」と呼びます。**

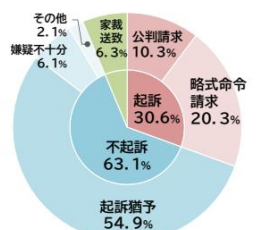
刑罰は必要やむを得ない場合のみ適用されるという原則があるため、罪を犯した人のうち起訴される割合（約30%）、有罪判決を受けた人のうち矯正施設に入る割合（約7%）は少なく、多くの人は矯正施設に入ることなく地域社会に戻って生活をします。

そのため、国民が安心・安全に暮らすことができ、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するためにも、生きづらさを抱えた人への入口支援が強く求められています。

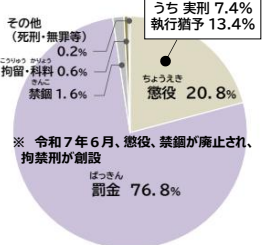
【刑事手続の流れ】



事件の処理区別統計 (総数 78万2735人)



裁判結果別統計 (総数 20万3801人)

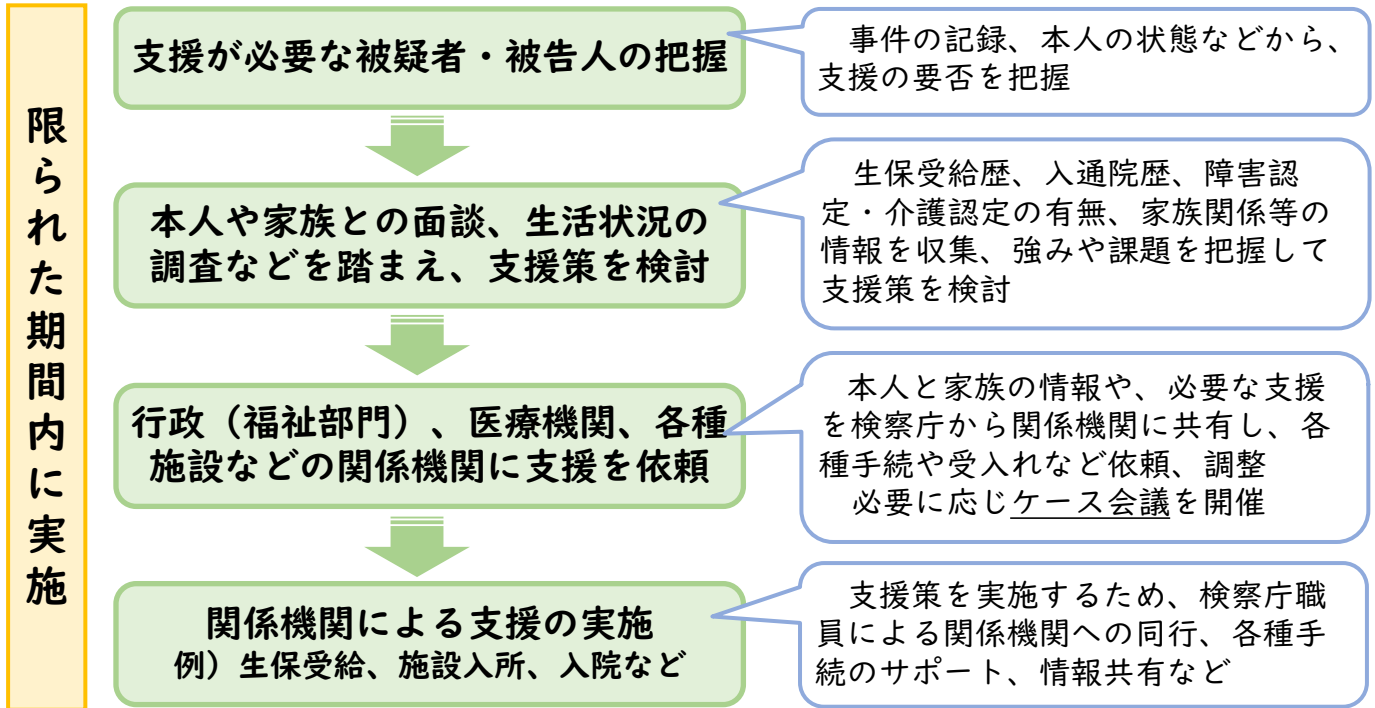


(令和6年検察統計年報による)

※ 入口支援に向けて動けるのは、勾留期間中のみであり、特に、捜査中（被疑勾留中）は時間が限られる。

人口支援の流れ

罪を犯した人が、スムーズに地域社会に戻るためには、刑事手続（捜査や裁判の手続）が終わる前（勾留期間中）の**限られた期間内**に、福祉や医療による支援体制を整えることが重要です。



※ 支援は、本人の同意を得て、関係機関と連携し、支援対象者の情報を収集・提供した上、実施しています。

横浜地検には、人口支援業務を担当する刑事政策総合支援室が設置され、社会福祉の専門家である**社会福祉アドバイザー**（社会福祉士、精神保健福祉士）がいます。

社会福祉アドバイザーは、被疑者・被告人と面談したり、その人が地域社会で生活していくための支援を受けられるよう、関係機関に各種手続などを依頼したりしています。

社会福祉アドバイザーを含めた横浜地検の職員が、行政（福祉部門）、医療機関などに対し、社会復帰支援に必要な対象者の情報共有や、支援の実施に向けた調整、ケース会議への参加などをお願いすることがあります。人口支援には、多機関連携が必要不可欠です。

人口支援へのご理解、ご協力をお願いします。



横浜地方検察庁 刑事政策総合支援室
045-211-7600（代表）

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

